林野庁直轄事業の発注業務に係るアンケート調査結果

【集約状況】

- 全国2145者にアンケート用紙(別紙)を送付し、1,522通の回答を 得ました。あて先不明等による返送分9通を除く、回収率は71.3%でした。
- 属性別に見たそれぞれの回答者の割合については、次表のとおりでした。表1 主たる業務別の割合(有効回答数:1,513通)(複数回答)

	. — .
主たる業務	割合
治山事業及び林道事業等の建設工事	47.6%
生産事業等の伐出事業	13.8%
造林事業	15.3%
治山事業、林道事業の調査・設計業務	6.3%
その他の調査業務	5.9%
その他	28.1%

表2 入札回数別の割合(有効回答数:1,518通)

入札回数	割合	入札回数	割合
10回以上	16.7%	1~4回	25.3%
5~9回	15.7%	O	42.4%

表3 取引開始時期別の割合(有効回答数:1,502通)

取引開始時期	割合	取引開始時期	割合
昭和63年度以前	43.2%	平成19年度以降	7.1%
平成元年度~18年度	15.1%	取引実績はない	34.8%

表 4 主たる取引別の割合(有効回答数: 1,522)

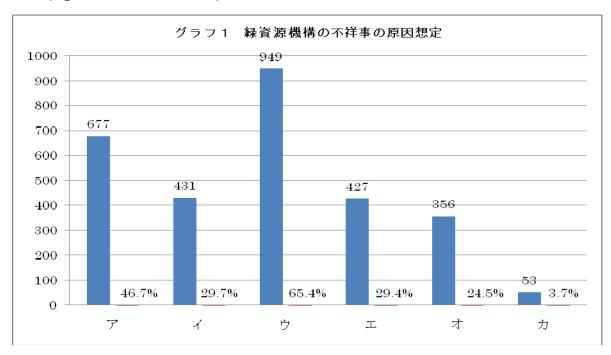
主たる取引先	割合	主たる取引先	割合
北海道	15.2%	近畿中国	13.4%
東北	15.8%	四国	6.7%
関東	13.9%	九州	20.1%
中部	13.3%	その他	1.6%

(注)「その他」には、複数の局と取引があると回答したもの、あるいは回答がなかったものを便宜上分類した。

【アンケート結果】

1 緑資源機構の不祥事の原因について:有効回答数1,451通

複数回答を可としたものでしたが、全体としては、最も多かったものが、「ウ いわゆる「天下り」の慣習があった。」で、65.4%(有効回答数に対する比率、以下同じ)を占め、続いて「ア 指名競争入札で入札参加者が固定していた。」46.7%でした。



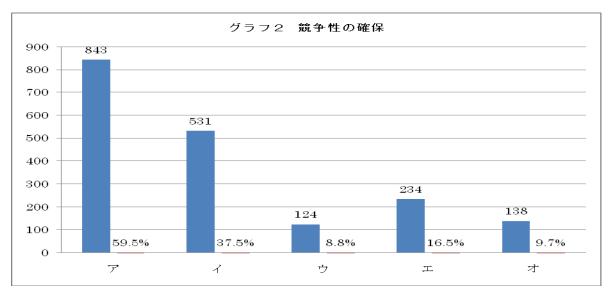
- ア 指名競争入札で入札参加者が固定していた
- イ 政治家等の「口利き」があった
- ウ いわゆる「天下り」の慣習があった
- エ 発注担当者と入札参加者との癒着があった
- オ 森林・林業関係という仲間意識が強かった
- カ その他

2 競争性の確保について:有効回答数1,416通

これも複数回答を可としたものでしたが、「ア 指名競争入札から一般競争入札に移行したので、一定の能力があれば誰でも入札に参加できるようになった。」が59.5%を占め、発注方法の一般競争入札への切り替えについては、概ね歓迎された結果となりました。

続いて 「イ 入札参加資格要件が厳しいため、希望する入札に参加できない」が37.5%、「エ 競争が成り立たないのに一般競争入札に付されることがある」が16.5%でした。

「オ その他」においては、「競争性の確保」に係る意見・要望が寄せられましたが、意見・要望の多かった順に「入札参加要件の緩和」、「ダンピング防止策の構築」、「指名競争入札・随意契約があっても良い」等でした。



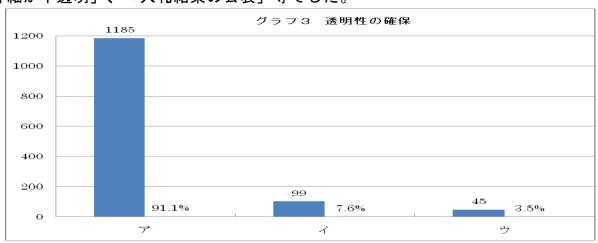
ア 指名競争入札から一般競争入札に移行したので、一定の能力があれば 誰でも入札に参加できるようになった

- イ 入札参加資格要件が厳しいため、希望する入札に参加できない
- ウ 他の業者でも受注可能なのに特命随意契約で発注されることがある
- エ 競争が成り立たないのに一般競争入札に付されることがある
- オ その他

3 透明性の確保について:有効回答数1,301通

これも複数回答を可としたものでしたが、「ア 最近入札・契約に関する情報が開示されるようになった」が91.1%と圧倒的多数を占めました。これは公共工事等の入札、契約等に係る情報のインターネットを活用した公表が推進された結果が出てきたものと考えられます。

しかし、一方で「イ 未だ開示されない入札・契約情報がある」とする意見が 7.6%見られ、その情報内容を見ますと、「予定価格の公表」、「設計内容の 詳細が不透明」、「入札結果の公表」等でした。



ア 最近入札・契約に関する情報が開示されるようになった

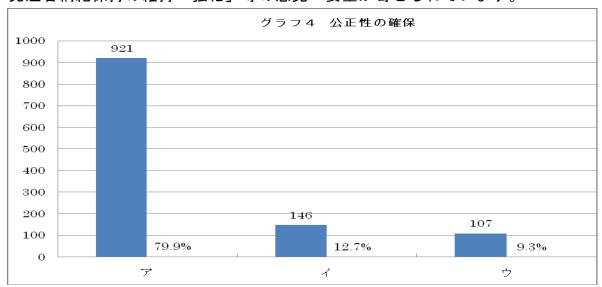
イ 未だ開示されない入札・契約情報がある

ウ その他

4 公正性の確保について:有効回答数1,153通

これも複数回答を可としたものでしたが、「ア その後発注担当者と受注業者の癒着が生じることはなくなった」が79.9%を占め、これまでの数々の対策が定着してきた現れと考えられます。

一方、「イ 依然として発注担当者と受注業者の癒着が生じている又は生じるおそれがある」が12.7%あり、「入札参加要件が厳しい」、「天下りの廃止」、「発注者綱紀保持の維持・強化」等の意見・要望が寄せられています。



- ア その後発注担当者と受注業者の癒着が生じることはなくなった
- イ 依然として発注担当者と受注業者の癒着が生じている又は生ずる恐れ がある
- ウ その他

林野庁直轄事業発注事務に係るアンケート調査票

このアンケートは、平成20年6月現在で過去1年間の状況をお答えください。

- 1 無記名としていますが、分析等のため御社の属性について若干お聞かせください。
- (1) 御社の主たる業務は何ですか。該当する箇所に〇を付してください。
 - 治山事業及び林道事業等の建設工事
 - 生産事業等の伐出事業
 - 造林事業
 - 治山事業、林道事業の調査・設計業務
 - オ その他の調査業務
 - カ その他
- (2)御社は、平成19年7月から平成20年6月までの一年間に森林管理局、森林管理署等が実施する入札に 何回程度参加しましたか。 該当する箇所に〇印を付してください。

ア 10回以上

イ 5~9回

ウ 1~4回 エ 0回

(3) 御社は、森林管理局、森林管理署等との取引きは、いつ頃から行っていますか。 該当する箇所に〇を付してください。

ア 昭和63年度以前 イ 平成元年度~18年度 ウ 平成19年度以降 エ 取引実績はない

(4)御社の主たる取引先は、どちらの森林管理局ですか。該当する箇所に〇を付してください。

工 中部 才 近畿中国 ア北海道 イ 東北 ウ関東 カ四国

- 2 昨年発覚した緑資源機構の不祥事(官製談合など)は、何が原因で起こったとお考えですか。該当する箇所 に〇を付してください(複数回答可)。
 - 指名競争入札で入札参加者が固定していた
 - イ 政治家等の「口利き」があった
 - ウ いわゆる「天下り」の慣習があった
 - エ 発注担当者と入札参加者との癒着があった
 - オ森林・林業関係という仲間意識が強かった
 - カ その他
- 当庁では、緑資源機構の不祥事が起こったことを深く反省し、直轄事業においてこのようなことがないよう 再発防止措置を講じておりますが、これら措置について皆様はどのように認識されていますか。 該当する箇所に〇を付してください(複数回答可)。
- (1)競争性の確保について
 - 指名競争入札から一般競争入札に移行したので、一定の能力があれば誰でも入札に参加できるようにな った
 - 入札参加資格要件が厳しいため、希望する入札に参加できない
 - ウ 他の業者でも受注可能なのに特命随意契約で発注されることがある
 - 競争が成り立たないのに一般競争入札に付されることがある
 - オ その他(具体的にお答えください)
- (2)透明性の確保について
 - 最近入札・契約に関する情報が開示されるようになった
 - 未だ開示されない入札・契約情報がある

(どのような情報ですか。具体的にお答えください)

- ウ その他(具体的にお答えください)
- (3) 公正性の確保について
 - その後発注担当者と受注業者の癒着が生じることはなくなった
 - 依然として発注担当者と受注業者の癒着が生じている又は生ずる恐れがある (どのような点でそう思われますか。具体的にお答えください)
 - ウ その他(具体的にお答え下さい)
- 林野庁等では、発注事務に係る談合等の不正行為防止対策の更なる推進に努めています。今後、さらに取り 組んだ方がよいと思われることなど、ご意見がありましたら忌憚なくご記入ください。